

富山市財政の健全化判断比率などをお知らせします

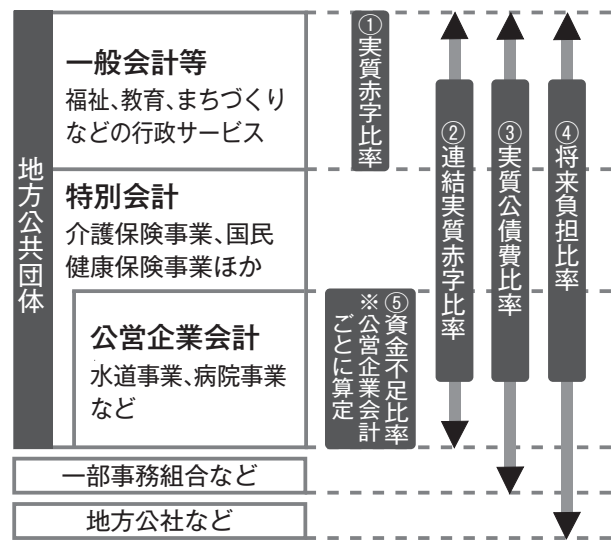
「地方公共団体の財政の健全化に関する法律（地方財政健全化法）」に基づき、富山市財政の平成21年度における「健全化判断比率」、「資金不足比率」を公表します。

国の定めた各指標が、基準（早期健全化基準）以上となった場合、改善が必要な状態とみなされ、財政健全化計画などを策定することが義務付けられています。

本市の平成21年度決算では、健全化判断比率の4つの指標と資金不足比率は国の基準を下回りました。「健全化判断比率」と、水道、公共下水道、病院などの公営企業会計の「資金不足比率」は次のとおりです。

図財政課 ☎443-2146

◆自治体財政のイメージと財政指標の対象範囲



4つの健全化判断比率



① 富山市の基本的な会計の赤字はどのくらい？ 実質赤字比率 ▶ 赤字はありません

「実質赤字比率」は、福祉、教育、まちづくりなどの行政サービスを行う一般会計等について、歳出に対する歳入の不足額（いわゆる赤字額）が標準財政規模に占める割合です。この比率が高くなるほど、赤字の程度が大きいということになります。

平成21年度決算では、一般会計等は赤字ではなかったことから、実質赤字比率は「無し」となっています。

※標準財政規模…地方公共団体の標準的な収入である市税や普通交付税などの1年間の一般財源の合計額



② 富山市全体で赤字はどのくらい？ 連結実質赤字比率 ▶ 赤字はありません

「連結実質赤字比率」は、一般会計等のほかすべての会計の赤字額が、標準財政規模に占める割合です。市全体としての赤字の程度を表します。

平成21年度決算では、本市のすべての会計において赤字ではなかったことから、連結実質赤字比率は「無し」となっています。



③ 借金の返済などにどのくらい支払っている？ 実質公債費比率 ▶ 12.9%

「実質公債費比率」は、一般会計等が負担する公債費（借入金の返済額）や公営企業会計の公債費にあてる繰出金などが、標準財政規模を基本とした額に占める割合です。この比率が高まると、自由に使えるお金が少なくなり、住民サービスの低下をまねく恐れがあります。

平成21年度決算の実質公債費比率は、12.9%で、早期健全化基準である25%を下回っています。

前年度（平成20年度決算）の実質公債費比率（12.4%）と比較すると0.5%上昇していますが、これは、公民館整備や道路整備などに用いた合併特例債などの公債費が増加していることなどが主な要因です。

◆富山市の健全化判断比率と早期健全化基準

	健全化判断比率		早期健全化基準
	平成20年度決算	平成21年度決算	
①実質赤字比率	-	-	11.25%
②連結実質赤字比率	-	-	16.25%
③実質公債費比率	12.4%	12.9%	25.0%
④将来負担比率	200.9%	195.6%	350.0%

※「-」は、当該比率がない(赤字額がない)ことを示しています。
※早期健全化基準は、自治体の財政規模により異なります。



④ 今後どのくらいの負担が見込まれる？ 将来負担比率 ▶ 195.6%

「将来負担比率」は、一般会計等の借入金（地方債）や契約などで支払いを約束したものが、標準財政規模を基本とした額に占める割合です。この比率が高くなるほど、将来財政を圧迫する可能性が高くなります。

平成21年度決算の将来負担比率は、195.6%で、早期健全化基準である350%を下回っています。

前年度（平成20年度決算）の将来負担比率（200.9%）と比較すると5.3ポイント改善していますが、これは、土地開発公社からの土地の買い戻しが進んだことなどが主な要因です。

資金不足比率



⑤ 公営企業の資金不足はどのくらい？ 資金不足比率 ▶ 資金不足が発生している会計はありません

「資金不足比率」は、公営企業会計の資金不足額が、公営企業の事業規模（通常の営業で見込まれる1年間の収入の額）に占める割合です。

平成21年度決算では、対象となる10会計のうち、資金不足が発生している会計はないことから、資金不足比率は「無し」となっています。